

第2章 公的年金制度の概要

1 公的年金の制度体系

(1) 国民皆年金

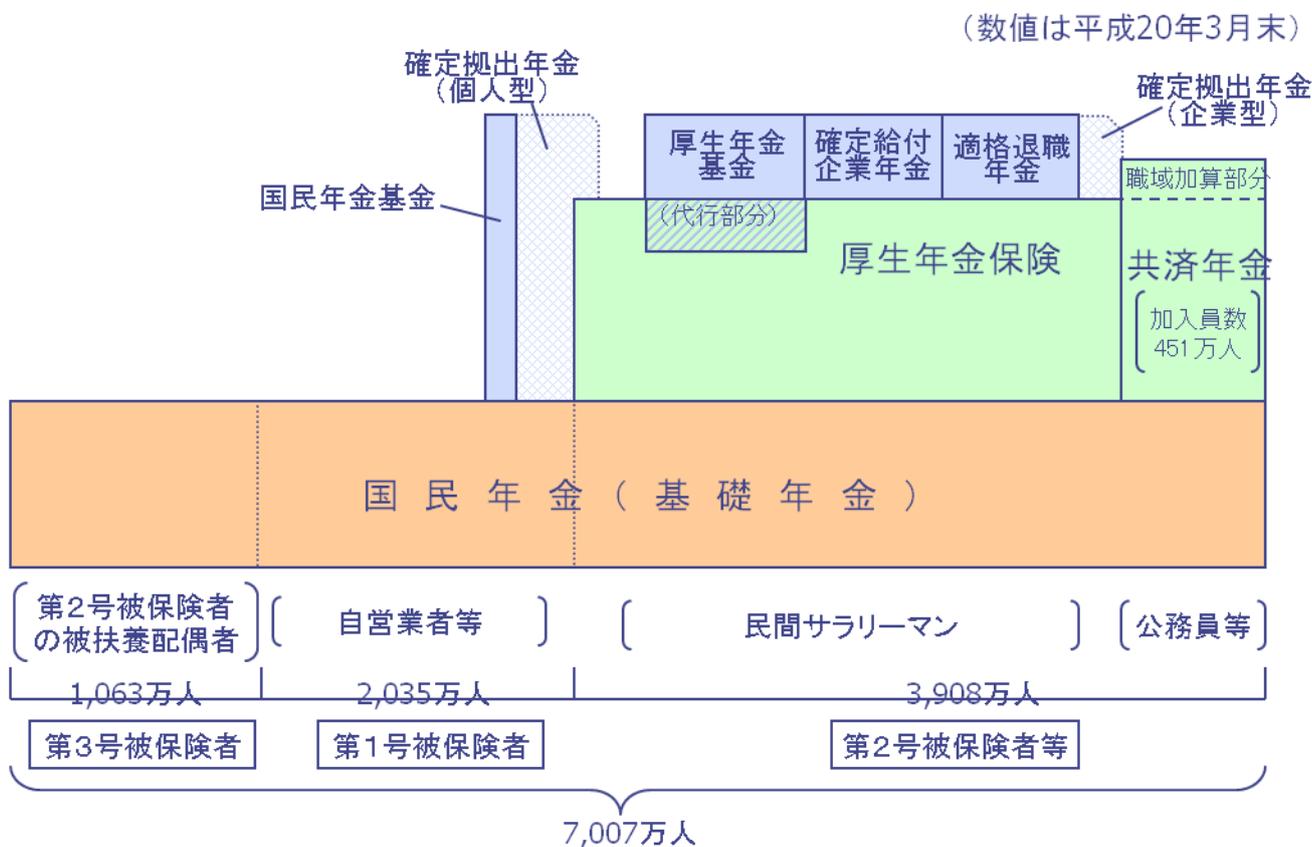
我が国の公的年金の特色の一つは、全国民が職業や所得等に関わらず公的年金でカバーされる「国民皆年金」の制度を採っていることであり、このような体制は昭和36(1961)年に国民年金制度の適用が始まったことにより整備されたものです。

(2) 「2階建て」の制度体系

その後、昭和61(1986)年の制度改正により、基礎年金制度が導入されました。

この結果、現在では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて定額の基礎年金の支給を受けます。民間被用者や公務員等は、これに加え、厚生年金(共済年金)に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じて報酬比例年金を受けることとなります。

<図表2-1>



※第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

<図表2-2> 公的年金制度一覧

<図表2-2> 公的年金制度一覧

○国民年金制度

(平成19年度末(平成20年3月末)現在)

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成21年4 月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	万人 2,035	万人		万円	兆円 4.2	兆円 兆円 8.3 [8.5]	3.7 [3.9]	円 14,660	65歳
第2号被保険者	3,837	2,601	2.67	5.8					
第3号被保険者	1,063				-	-	-	-	
合計	6,935								
(参考) 公的年金加入者合計	7,007								

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、2万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給者数は、老齢基礎年金受給者数に、旧国民年金法による老齢年金受給者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給者および旧国民年金法による老齢年金受給者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は、5.4万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。
 なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

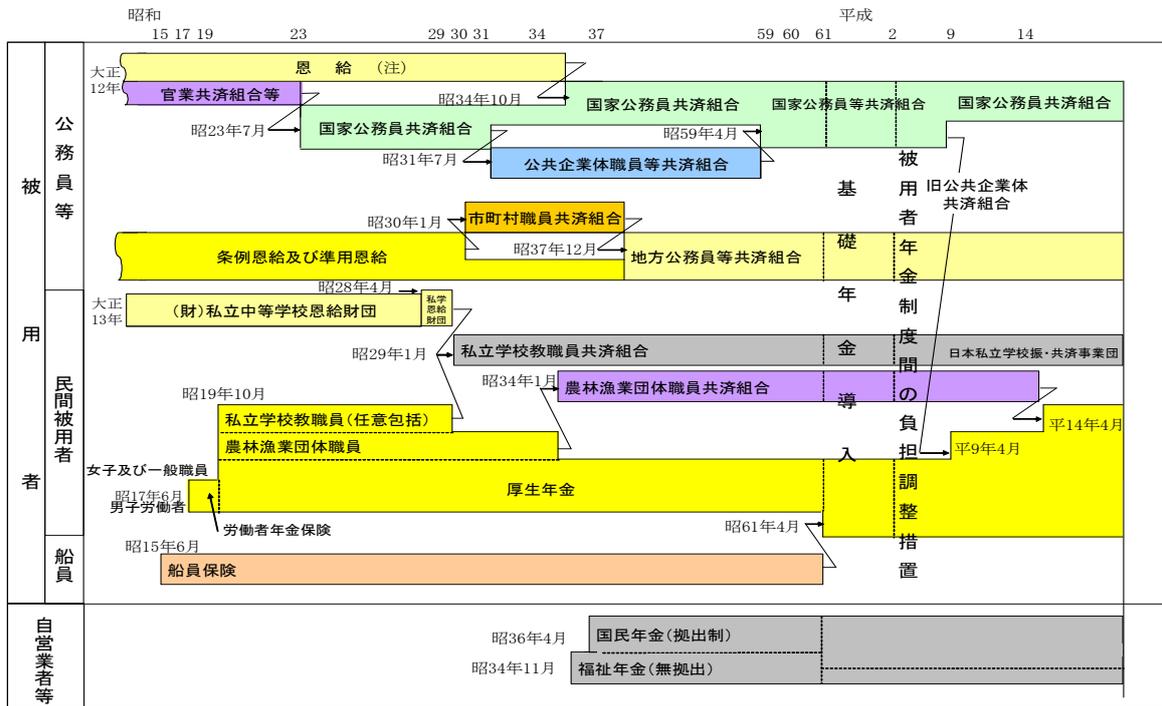
○被用者年金制度

(平成19年度末(平成20年3月末)現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成21年4 月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成21年度)
厚生年金保険	万人 3,452	万人 1,260	2.74	万円 16.7	兆円 33.1	兆円 兆円 127.1 [130.2]	4.7 [5.1]	% 15.350	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 58歳
国家公務員共済組合	106	65	1.62	22.1	2.0	8.8 [8.9]	6.7 [7.0]	15.025	
地方公務員共済組合	299	167	1.79	22.8	5.2	40.2 [39.9]	10.5 [11.1]	14.800	定額部分 一般男子・共済女子 63歳 厚生女子 62歳 坑内員・船員 58歳
私立学校教職員共済	46	10	4.67	21.5	0.4	3.5 [3.4]	10.1 [10.6]	12.230	
合計	3,908	1,502	2.60	17.6	40.6	179.5 [182.4]	5.5 [5.9]	-	

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給者数に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが、定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16.2%であり、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。
 なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。
 (前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度とは異なる。)

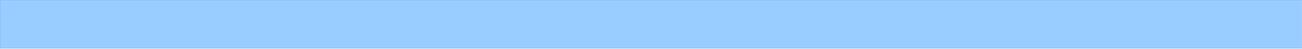
＜図表2-3＞公的年金制度の沿革



(注) 明治8年に海軍退職令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

＜図表2-4＞主な年金制度改正の経緯

<p>制度の創成</p>	<p>昭和 17 (1942) 年 労働者年金保険法の発足</p> <p>昭和 19 (1944) 年 厚生年金保険法に改称</p> <p>昭和 29 (1954) 年 厚生年金保険法の全面改正</p> <p>昭和 36 (1961) 年 国民年金法の全面施行 (国民皆年金)</p>
<p>制度の充実</p>	<p>昭和 40 (1965) 年 1万円年金</p> <p>昭和 44 (1969) 年 2万円年金</p> <p>昭和 48 (1973) 年 5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等</p>
<p>高齢化への対応</p>	<p>昭和 60 (1985) 年 基礎年金の導入、給付水準の適正化等</p> <p>平成 2 (1990) 年 被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始</p> <p>平成 6 (1997) 年 厚生年金 (定額部分) 支給開始年齢の引上げ等</p> <p>平成 9 (1997) 年 三共済 (JR共済・JT共済・NTT共済) を厚生年金に統合</p> <p>平成 12 (2000) 年 厚生年金の給付水準の5%適正化や裁定後の年金額の改定方法の見直し (賃金スライドから物価スライドへ)、厚生年金 (報酬比例部分) の支給開始年齢引上げ等</p> <p>平成 14 (2002) 年 農林共済を厚生年金に統合</p> <p>平成 16 (2004) 年 上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引き上げ、有限均衡方式</p> <p>平成 21 (2009) 年 基礎年金国庫負担割合2分の1の実現</p>

- 
- ・ 平成 12～14 年度の年金額については、それぞれ平成 11 年～13 年の物価下落分を据え置く特例措置を行った。(累計△1.7%分)
 - ・ 平成 16 年改正において、物価下落分を据え置いた年金額水準(特例水準)と、本来の物価を基準として改定した場合の年金額水準(本来水準)を比較し、高い方の年金額が支給されることとなっており、平成 21 年度の年金額については、下記(※)のとおり本来水準をプラス改定してもなお、据え置いた額の特例水準が本来水準を上回っているため、特例水準の年金額が支給されている(特例水準の年金額は、物価が上昇してもプラス改定しない)。
- ※ 平成 19 年度については、名目手取り賃金変動率が 0.0%であったため、年金額は改定されていない。また、平成 21 年度については、名目手取り賃金変動率が+0.9%であったため、本来水準については+0.9%の改定が行われた。

3 公的年金の財政

公的年金の収入は、保険料のほかに積立金の運用収入と国庫負担（税財源）があり、これらによって年金給付等の支出を賅っています。

また特に、全国民共通の基礎年金については、毎年度の給付費を国民年金・厚生年金・共済年金の各制度が加入者数に応じて公平に負担する拠出金と国庫負担によって賅う仕組みとなっています。

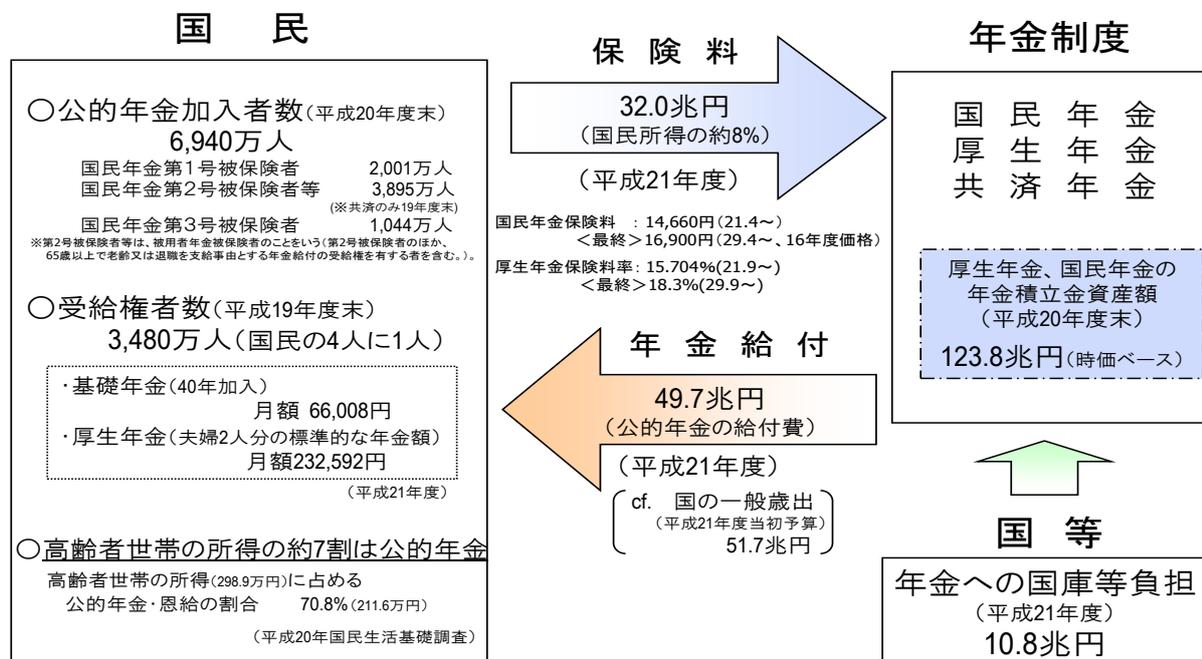
このような公的年金の財政については、平成16（2004）年の年金制度改革までは、少なくとも5年に一度行われる財政再計算によって、長期的な収支を見通した上でその均衡を図り、必要な給付と負担の見直しが行われてきました。

平成16年制度改革では、このような従来の財政運営方法をやめて、まず将来の保険料水準の上限を設定し、基礎年金に対する国庫負担の引上げと合わせて、その収入の範囲内で給付水準を調整することにより、一定期間（概ね100年間）において財政の均衡を図ることとされました。

この新たな仕組みの下では、従来の財政再計算に代わり、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて年金の財政状況を検証し、「財政の現況及び見通し」を作成することとされています（財政検証）。

<図表2-7> 公的年金全体の資金の流れ

公的年金全体の資金の流れ



※平成21年度より基礎年金国庫負担割合を1/2に引上げ

<図表2-8>

